

「右京区」シンボルマーク使用基準

(趣旨)

第1条 「右京区」シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を印刷物等に使用する場合の基準は次のとおりとする。

(定義)

第2条 この基準においてシンボルマークとは、次のものをいう。



(使用の申出)

第3条 シンボルマークの使用を希望する者（以下「申請者」という。）は、事前に右京区役所（以下「区役所」という。）に申出を行えば、第4条に規定する場合を除き、第5条に規定する条件に基づいて使用することができる。

(使用を認めない場合)

第4条 区役所は、次の各号の一に該当する場合は使用を認めないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用しようとする場合
- (2) 特定の個人又は団体等の売名に利用しようとする場合
- (3) 不当な利益をあげるために利用しようとする場合
- (4) 法令又は公序良俗に反する、又はその恐れのある場合
- (5) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠として使用するものである場合
- (6) その他、区役所が認めるべきでない判断した場合

(使用条件)

第5条 使用条件は次のとおりとする。

- (1) 第三者に譲渡、転貸しをしないこと。
- (2) 申出のあった事業以外に使用しないこと。
- (3) デザイン、色等を変更する場合は事前に協議すること。
- (4) 使用内容を変更する場合は事前に協議すること。
- (5) その他、特に付した条件がある場合には、当該条件に従って使用すること。

(その他)

第6条 区役所は、申請者が不正・悪質な使用を行ったと認められる場合に、使用の取消し、その他必要な措置を取ることがある。

この使用基準は平成24年3月1日から施行する。